久御山町教職員の働き方改革実行計画

（久御山町立学校の教育職員に関する業務量管理・健康確保措置実施計画）

令和４年 12 月 14 日策定
令和８年 11 月 12 日改訂

久御山町教育委員会

はじめに

平成 29 年 10 月に京都府教育委員会が府内の公立学校の教員を対象に実施した勤務実態調査の結果から、いわゆる過労死ラインの月 80 時間以上残業している教員が全国と比較して多く、深刻な状況であることが明らかとなりました。

そのため、久御山町教育委員会では、平成 29 年 12 月から教職員の出退勤時刻システムを導入し、また平成 30 年４月には校務支援システムや保健室システムなどの導入をするなど、各学校と連携・協働して働き方改革の取組を推進してきました。

その後、国においては「学校における働き方改革」に係る中央教育審議会の答申が出され、また、「公立の義務教育書学校等の教育職員の給与等に関する特別措置法」（昭和 46 年法律第 77 号）の改正により、教員の業務量の適切な管理等に関する指針の告示や、「一年単位の変形労働時間制」の適用を可能とする所要の整備が行われました。

その指針を踏まえ、久御山町においても令和２年４月に「町立の小学校及び中学校の教育職員の業務量の適切な管理等に基づく規則」並びに「久御山町立学校の教育職員の勤務時間の上限に関する方針（以下「上限方針」という。）」を定めたところです。

そして、令和２年以降、コロナ禍に見舞われる状況の下、学校において感染防止対策と学びの保障の両立のため、行事の重点化等に取り組まれた中で培った経験や、ＩＣＴ機器の整備が一気に進捗する環境の到来も踏まえ、働き方改革をさらに前に進めることとして、令和４年 12 月に本計画を策定しました。

その後、令和７年６月、「公立の義務教育学校諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置法等の一部を改正する法律」が公布され、教育の質の向上に向けて働き方改革を進めるためには、学校内外の人的・物的資源を有効に活用しつつ、「チーム学校」の考え方の下、一人一人の教育職員が業務を自己完結的に抱える「個業」型の業務遂行から、業務を他の教育職員や事務職員、支援スタッフ等と分担し「協働」していくことへのシフトチェンジが重要であるとされ、新たに「業務量管理・健康確保措置実施計画（以下「**業務量管理計画**」という。）」の策定、実施状況の公表及び総合教育会議への報告等の仕組みが整備されました。

新しい時代に向けた教育を推進するための持続ある学校体制の整備と、教職の魅力向上を図るために、教育に関わる全ての関係者が学校の現状や課題を共有し、それぞれの権限と責任に基づき、相互に連携・協働しながら取組を実施し、検証及び改善を重ねていくことが必要です。

久御山町教育委員会は、令和８年４月に上限方針を改訂し、本計画においては業務量管理計画の内容も位置づけ、町立学校と連携・協働し、本町における**教育の質の向上を図ることを目的**として、これまで以上に教職員の働き方改革の取組を推進していきます。

（本町の現状）

令和７年度の町立学校における教育職員の時間外在校等時間

	年平均	月 45 時間を上回る割合	月 80 時間を上回る割合
小　学　校	月 24.7 時間	15.3%	0.9%
中　学　校	月 30.9 時間	21.2%	2.6%

※ 校長、教頭除く。養護、栄養教諭含む。

（計画の期間）

この実行計画は、**令和 11 年度まで**とし、取組状況や今後の情勢等を踏まえ、適宜見直しを行うこととします。

Ⅰ　取組方針（実施する業務量管理・健康確保措置の内容等）

本取組方針においては、「公立学校の教育職員の業務量の適切な管理その他教育職員の服務を監督する教育委員会が教育職員の健康及び福祉の確保を図るために講ずべき措置に関する指針」（令和７年文部科学省告示第 114 号）を十分踏まえ、併せて示されている「**学校と教師の業務の３分類**（別紙）」に留意します。

１　学校指導・運営体制の充実・強化

（１）新しい時代の教育に対応した指導体制の整備

・　新しい時代の教育に対し、児童生徒一人一人に応じたきめ細かな指導ができるよう、京都府教育委員会と連携して、小学校における教科担任制の導入・拡充を進めます。

（２）京都府教育委員会との連携による学校運営体制の充実・強化

・　学校における共同学校事務室の設置について研究するなど、校長の学校経営を補佐する学校事務組織の研究を進めます。

２　専門スタッフの配置等の促進

（１）スクールカウンセラーなど専門家等による体制拡充

・　多様な課題を抱える児童生徒にきめ細かな指導ができるよう、心のケアを行うスクールカウンセラーや福祉の専門家等であるスクールソーシャルワーカー、「まなび・生活アドバイザー」、「心の居場所サポーター」など、教員以外の専門スタッフを京都府教育委員会との連携に加え、町独自で配置するなど体制拡充します。**【３分類⑲】**

（２）困難事案等に対する対応支援

・　保護者等からの過剰な苦情や不当な要求等の学校での対応が困難な事案については、町顧問弁護士への相談や京都府教育委員会と連携した学校問題解決支援チームの派遣など相談・支援体制を確保します。**【３分類⑤】**

（３）外部人材の活用推進

・　教員の事務負担軽減を図り、児童生徒への指導等に集中して取り組めるよう、教員業務支援員の配置を、京都府教育委員会と連携して促進します。**【３分類⑥⑦⑮⑰】**

・　通常学級に在籍する特に支援が必要な児童生徒に対し、特別支援教育補助員を配置します。**【３分類⑲】**

・　中学校において、地域等との連携を推進する部活動指導員など外部人材の活用を推進します。**【３分類⑬】**

（４）ＩＣＴ教育の推進に係る支援体制整備

・　ＩＣＴ教育の円滑な実践や今後の更なる発展に向けて、ＩＣＴ技術の専門家等による支援・相談体制を充実します。**【３分類⑧】**

３　部活動運営の適正化と教員の負担軽減

（１）部活動指導指針に基づく部活動運営の定着等

・　生徒のバランスのとれた生活や成長へ配慮するため、休養日や活動時間を設定した部活動指導指針に基づく部活動運営の定着を図ります。**【３分類⑬】**

・　関係機関・関係団体との協議を進め、大会等の精選を促進します。**【３分類⑬】**

（２）部活動の地域展開の推進

・　地域等との連携を推進するため、中学校における部活動の指導、単独での引率等を行う部活動指導員の活用を推進します。**【再掲】【３分類⑬】**

・　生徒にとって望ましい持続可能な部活動と学校の働き方改革の両立を実現するため、部活動の地域展開について検討を進め、令和 10 年度の本格実施、令和 13 年度までの休日のすべての部活動完全実施をめざします。**【３分類⑬】**

４　学校業務の更なる改善の推進

（１）教育委員会が主体となった業務改善の取組

・　学校現場における業務改善を更に推進・強化し、教員の負担軽減を図っていくため、教育委員会と学校が連携・協働し、次の取組を中心に各校の実態に応じた業務改善の取組・教員の負担軽減対策を支援します。

≪実施中の取組≫

＊ 児童生徒安全パトロール員・交通整理員の配置【３分類①】
＊ 学校での電話応対時間の短縮【３分類②】
［令和６年４月～　午前７時 45 分から午後６時まで］
＊ 保護者向け連絡サービス（テトル）の導入【３分類⑦】
＊ 学校管理（校舎等の開錠・施錠、清掃、校舎周辺草引き等）の委託、施設維持管理・保守点検の実施【３分類⑨⑩⑫】
＊ 各学校図書館司書の配置【３分類⑨】
＊ 各学校栄養士の配置【３分類⑭】
＊ 校務支援・採点支援ソフト等の導入【３分類⑯】
＊ 各種募集の精選（町内外からの取組への募集、参加依頼等）【３分類⑥】

≪見直し検討の取組≫

＊ 学校での電話応対時間のさらなる短縮【３分類②】
［午前７時 45 分から午後６時まで　を　午前８時から午後５時まで　に］
＊ 学校での電話録音機能の導入【３分類⑤】
＊ 保護者向け連絡サービス（テトル）の利用拡充【３分類⑦】

（２）ＩＣＴを活用した仕事の効率化、研修等の見直し

・　研修が教員の資質能力の向上を図る上で大変重要であることを踏まえつつ、研修や会議などの実施については、Ｗｅｂの活用等、手法も含めた不断の点検と見直しを引続き進めます。
・　ＩＣＴを活用した日常業務の簡略化や会議資料作成の効率化、生成ＡＩを活用した校務の効率化など、業務の質の向上を図ります。【３分類⑧】

（３）学校徴収金の公会計化等

・　学校徴収金のうち学校給食費については、引続き公会計において取り組みます（令和７年４月公会計化済み）。【３分類③】

５　学校における「勤務時間」を意識した働き方の推進

（１）上限時間の遵守に向けた取組の推進

・　各学校における校務分掌の業務量の削減や平準化など、時間外在校等時間の上限（原則月 45 時間）の遵守を意識した取組を一層強化します。
・　月 80 時間を超える教職員をゼロとなるよう取り組みます。
・　勤務時間の客観的かつ適切な把握をさらに進め、教職員が常に自分の「在校等時間」を意識しながら勤務できるシステムの構築に向けて検討します。

（２）教職員の意識改革

・　落ち着きのある学校運営を基本として、校長の強いリーダーシップによ

り勤務時間の上限遵守に向けた取組や必要性が乏しい慣習的な業務の廃止など、教職員の働き方改革に関する意識改革を進めます。

６　学校・家庭・地域の役割分担と連携・協働の推進

（１）こどもの未来魅力化条例の取組の推進

・　令和８年３月に制定した「久御山町こどもの未来魅力化条例」の取組を推進し、こどもたちを町全体「オール久御山」で支援する体制づくりを進めます。

（２）地域とともにある学校づくりの推進

・　コミュニティ・スクール（学校運営協議会制度）により、学校と保護者や地域の方々が目標やビジョンを共有し、地域に開かれた魅力ある学校づくりを進めるとともに、学校と地域の連携・協働した活動を支援します。**【３分類④⑪】**

・　地域と学校をつなぐコーディネーターを配置し、地域と学校の更なる連携・協働の推進を図ります。**【３分類④⑪】**

（３）ＰＴＡと連携・協働した働き方改革の取組の普及

・　教職員の働き方改革に向けた取組を実効あるものとするため、ＰＴＡと連携・協働した取組の具体化・普及を進めます。**【３分類⑰】**

７　教職員の働きがい・働きやすさの向上

（１）ハラスメント対策

・　ハラスメントを未然に防ぎ、風通しの良い職場となるよう、研修や啓発を実施するとともに、相談窓口を教育委員会に設置し、メンタルヘルスの向上につなげます。

（２）メンタルヘルス対策

・　精神性疾患で休養・休職する教職員に対する支援をはじめ、ストレスチェックの実施やセルフケア、カウンセリングに関する周知・啓発を行うとともに、風通しの良い職場環境づくりに向け、研修を実施することにより、メンタルヘルスの向上につなげます。

（３）始業日・終業日の見直し

・　各学期の始業日・終業日を見直すことにより、業務時間の確保や自己研鑽の機会の創出につなげます。（令和８年４月から見直し済）

（４）学校閉校日の設定

・　休暇促進の取得を図るため、学校閉校日を設けます。（夏季・冬季設定済）

（５）業務量の適切な管理

・　教職員の働きがいと働きやすさを両立し、よりよい教育を行うため、新しい取組を行う際には既存の取組の廃止や合理化も含めた業務の精選を行い、優先順位を定めながら業務量の適切な管理に取り組みます。

Ⅱ　評価指標（ＫＰＩ）

この実行計画には、本教育委員会の取組目標とすべき評価指標（ＫＰＩ）を設定し、実行計画に基づく取組の進捗管理を行います。

○　年次目標とする指標（令和７年度を基準）

評価指数（ＫＰＩ）	令和８年度	令和９年度	令和 10 年度	令和 11 年度
１ 教員の時間外勤務を縮減				
・月 80 時間を上回る割合	0%	0%	0%	0%
・月 45 時間を上回る割合	15%	10%	5%	0%
２ １校１項目以上業務改善を実施	100%実施	100%実施	100%実施	100%実施

Ⅲ　進捗管理等

・　各学校においては、校長をはじめとした管理職のリーダーシップのもと、学校運営協議会における協議等も踏まえつつ、本計画に基づき、教職員の働き方改革に向けた取組を実施します。

・　この実行計画の実効性を確保するため、毎年度の取組の実施状況、目標の達成状況について把握し、総合教育会議に報告します。また、ホームページ等への掲載により公表します。

学校と教師の業務の３分類

別紙

- 教師が教師でなければできない業務に専念できるよう、服務監督教育委員会は、これらを踏まえて、それぞれの地域における業務の見直しについて、優先的に対応するものから「業務量管理・健康確保措置実施計画」に反映。
- 学校は、学校運営協議会等での議論を経て、優先順位を定めながら、各校の実情に応じた運用を行う。
  これらの代表例のほか、地域・学校ごとの議論を踏まえて、業務を不断に見直すことが必要。



学校以外が担うべき業務

1. 登下校時の通学路における日常的な見守り活動等
2. 放課後から夜間などにおける校外の見回り、児童生徒が補導された時の対応
3. 学校徴収金の徴収・管理（公会計化等）
4. 地域学校協働活動の関係者間の連絡調整等
5. 保護者等からの過剰な苦情や不当な要求等の学校では対応が困難な事案への対応

※朝の時間帯や下校時間の後に、学校施設で預かり活動を行う必要がある場合は、学校以外の管理体制を構築

教師以外が積極的に参画すべき業務

6. **調査・統計等への回答**｜学校への依頼を減らし、デジタル技術を活用しつつ、事務職員を中心に実施
7. **学校の広報資料・ウェブサイトの作成・管理**｜学校が行う場合は事務職員等が積極的に参画
8. **ICT機器・ネットワーク設備の日常的な保守・管理**｜教育委員会と連携を図りながら、事務職員等を中心に実施しつつ、地域の実情に応じて外部委託も積極的に検討
9. **学校プールや体育館等の施設・設備の管理**｜教師は授業等に付随して行う日常点検を担い、外部委託等も積極的に検討
10. **校舎の開錠・施錠**｜副校長・教頭に固定せず、機械警備、役割分担の見直し等を促進
11. **児童生徒の休み時間における安全への配慮**｜地域住民等の支援や、輪番等を促進
12. **校内清掃**｜児童生徒への清掃指導は、地域住民等の支援を得て、回数・範囲の合理化等を促進
13. **部活動**｜部活動の地域展開・地域連携を推進

教師の業務だが負担軽減を促進すべき業務

14. **給食の時間における対応**｜食に関する指導については、栄養教諭等が対応
15. **授業準備**｜教材の印刷など補助的業務を教員業務支援員等の支援スタッフを実施、デジタル技術の活用を促進
16. **学習評価や成績処理**｜採点作業等のうち補助的業務を教員業務支援員等の支援スタッフを中心に実施、自動採点等のデジタル技術の活用を促進
17. **学校行事の準備・運営**｜関係機関との日程調整や物品の準備等について、事務職員や支援スタッフとの協働を促進しつつ、必要に応じて外部委託等も検討
18. **進路指導の準備**｜就職先に関する情報収集等について、事務職員や支援スタッフとの協働を促進
19. **支援が必要な児童生徒・家庭への対応**｜専門スタッフとの協働等を促進

※専門スタッフとの協働、デジタル技術の活用や外部委託の促進については、地方公共団体の関係機関が積極的に参画